

第26回

第三者の著作物の複製に対する  
批判の不当性

1. 質問

インターネット上のメーリングリストやニュースグループ、あるいは、パソコン通信のフォーラムなどで、メンバーが自分の発言中に第三者の著作物（または、その一部）を複製した場合、他のメンバーから“それは犯罪行為だ”と口をきわめてのしられることが多い。そのような批判は正当なのか？

2. はじめに

著作権を含む知的財産権を保護しようという意識が一般に醸成されつつあること自体は結構なことだ。だが、それがいきすぎで、知的財産権諸法によっては正当化され得ないようなあやしげな発言が横行したり、知的財産権諸法の目的に反する横暴がなされたり、あるいは、法政策上人為的に限定された期間付与されるに過ぎない知的財産権を絶対視する不可思議な主張がなされたり、さらには、四六時中私人同士が監視し合う戦時中のごとき自警団社会が出現するようでは、嘆かわしい。

職業的法律家の、知的財産権に関する不用意な“売らんかな”主義の発言がその種の現行法が正当化しない行為の氾濫を招いているのだとすれば、職業的法律家は猛省を迫られよう。

なお、私は、あくまでも、現行法が権利者に与える道具立てのみを用いて営利活動をする職人であるから、本稿も、現行法に基づいた議論のみを行う。もちろん、現行法が著作者に与える権利が過小であると考える人が、法の改訂を主張することは自由

である。そのような主張を選挙制度を通じ、国会においてなされることは、現行法も認めるところであろう。だが、そのような人が、単に私の主張が気に入らないからといって、現行法の正当な解釈にすぎない私の記述を批判するならば、それは、筋違いである。本稿は、現行法の解釈であって、立法論ではない。

3. さまざまな条件

多くの場合、契約は法律が定める原則を変更することができる。また、個々の人は、第三者の行為が自分の法的リスクを増大させるおそれがあると合理的に考える場合、その行為をやめるように求めることも、正当化されよう。そうすると、批判を行った人の立場により、結論が変わりうることも想定できる。

4. 著作権者本人または  
その代理人の立場から

著作権者は、第三者に対して、“私の著作物の複製をやめてくれ”と請求する権利を持つ<sup>[1]</sup>。また、“私の著作物を有線送信することをやめてくれ”と請求する権利も持つ<sup>[2]</sup>。したがって、著作権者本人またはその代理人が、もし、そうしたいと考えるならば、メーリングリスト等で自分の著作物を無断で複製した発言をしたメンバーに対して、“コピーをやめてくれ”または“有線送信をやめてくれ”と求めることは正当だ。もちろん、きわめて少数の知人間のメーリングリストでの発言であれば、“私的使用のための複製”として複製は自由である

し<sup>[3]</sup>、また、公衆が受信するわけではないから“有線送信”の対象外となるため<sup>[4]</sup>、著作権者が排他的権利を及ぼすことはできない。つまり、“コピーをやめてくれ”とか“有線送信をやめてくれ”と求めることは、“著作権法上は”、正当化されない<sup>[5]</sup>。また、複製された著作物が公表されている場合には、その複製が“正当な引用”の範囲にとどまる場合、やはり著作権者が排他的権利を及ぼすことはできない<sup>[6]</sup>。

一方では、著作権者は、上記のような排他的権利を行使するか否かを自分自身の判断で決める権利を持つ。自分が排他的権利を行使したくないと考えているのに、第三者が勝手に排他的権利を行使することを、著作権法は認めていない。それは、民事上は著作権が私的な権利として著作者に認められるにすぎず、また、刑事上は著作権侵害が原則として親告罪であることから導かれる<sup>[7]</sup>。

著作権者の立場からすると、自分の著作物を他人が複製または有線送信することを認めるかどうかは自分自身の専権であるのに、自分の代理人でもない第三者が勝手にそれらを禁止したり犯罪行為よばわりすることは、はなはだ迷惑なことである。とりわけ、告訴するつもりもない行為を犯罪よばわりする第三者の出現によって、あたかも、著作権者自身がケツの穴の狭いやつだと思われることは心外である。無関係な第三者の不用意な発言によって著作権者自身が損害（とりわけ、けちだと思われることによる名誉毀損、このようなけちな企業の商品を買うのをやめようとする消費者が考えることによる商機の逸失）の賠償を、民法上の不法行為に基づき、お節介な他人に対して

請求することは、十分に正当化されよう。

なお、著作権者は、その商品やWWWサイトにおける表示において、“本著作物の無断複製いっさいを禁止する”むね記述することが多い。私自身、職業的法律家として、クライアントに対してそのような記述をすすめることが多い<sup>[8]</sup>。だが、そのような場合であっても、著作権者が本当にあらゆる無断複製に対して排他的権利を行使し、差止めおよび損害賠償を請求しようと考えている場合は少ない。では、なぜ、そのような、“現実に権利行使するであろう範囲”より広い範囲を示す警告メッセージを記述するのだろうか？第一に、事前にあらゆる場合を想定して“権利行使する予定の範囲”と“権利行使しない予定の範囲”とを区別して明確に記述することは困難である。第二に、一見同じような複製行為であっても、“競合他社がやるのであれば排他



脚注：

- [1] 著作権法21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
- [2] 著作権法23条1項 著作者は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を専有する。
- [3] 著作権法20条1項 著作権の目的となっている著作物...は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とする場合には...その使用する者が複製することができる。
- [4] 著作権法2条1項17号 有線送信 公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信...を行うことをいう。
- [5] “著作権法上は”と断る必要がある。もし、複製された著作物が、もともと私的な発言であり発言者が第三者によって知られたくないものだったとすれば、発言者は、そのプライバシーを守るため、著作権法ではなく、民法上の不法行為にもとづいて、メーリングリスト等での複製をやめるように求めることを正当化されよう。
- [6] 著作権法32条1項 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。
- [7] 著作権法123条1項 ...の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- [8] また、いちいち著作権者にことわりなく複製してよい範囲を記述する場合には、現実に認めるよりも多少狭い範囲を記述することも一般的である。



的権利を行使したい”が、“潜在的顧客となり得る消費者がやるのであれば排他的権利を行使しない”ことにするのは普通である。だが、競合他社が潜在的顧客であるかのような外観をもって複製行為をしないとは限らない。第三に、“権利行使をしないつもりである”範囲をあまり広く記述すると、害意ある他人がそれを悪用したあげく、“おまえは、権利を行使しないと表示したではないか”と開き直る危険がある。だから、権利者とすれば、実際の意味よりもやや厳しい警告メッセージを表示したうえで、複製等を行った者の立場と行為の態様、それに自分に対する迷惑の大小と権利行使のコストを勘案したうえで、個別に権利行使するかどうかを任意に決定したいと考えるのは、当然のことである。それゆえ、著作権者が上記のような表示をしているからといって、著作権者の代理人でもない赤の他人が勝手に、著作物のコピーについて攻撃することも正当化され得ない<sup>[9]</sup>。

とはいえ、著作権者が、代理人でない赤の他人がそれぞれに、密告活動を行うことを推奨することを特に法律が禁止しているわけではない。あなたが密告者やお節介な非難者になりたいと考えるかどうかは、あ

なたの生き方の問題である。ただし、へたに他人に対して“著作権侵害である”とか“犯罪行為である”とかいって非難したあげく、それが不相当であった場合にはもちろん、相当であったとしてもことさら公にののしる必要がないのにそうした場合には、名誉毀損（私法上は民法における不法行為、刑法上は名誉毀損罪<sup>[10]</sup>）を構成する法的リスクをみずから侵すものであることを知っておくほうがよいだろう。

#### 5.主催者、サーバー管理者、シスオペ等

なお、メーリングリストの主催者、サーバー管理者（インターネット・サービスプロバイダーやパソコン通信管理会社を含む）、シスオペ等については、別段の考慮が必要である。彼らは、メンバー等による第三者の著作物のコピーの結果、著作権者自身から排他的権利を直接行使される法的リスクを負っている。したがって、単なる一メンバーにすぎない人のお節介とは異なり、主催者等は、自らの法的リスクを回避するために個々のメンバーに対して、第三者の著作物をコピーした発言をしないように求めたり、そのような発言を削除することも正当化されよう。もっとも、著作権者自身が、“どんどんコピーしてください”と明確に表明している場合にまで、その著作物のコピーを削除することは正当化され得ない。

パソコン通信におけるシスオペは、通常、パソコン通信管理会社の委託を受けて、第三者の著作物をコピーした発言の削除を行うことになっている。だが、著作権者自身が“どんどんコピーしてください”と明確

[9] なお、余談にはなるが、契約文言や警告メッセージは、まったく同じ法的機能を達成するためには、同じ（または、きわめて類似した）文言を用いる必要がある機能的記述であるから、特定の目的を達成するための道具の形状と同様、著作権の保護対象とならない。したがって、少なくとも日本法上は、コピーは自由である。小谷対ジャパンライン（いわゆる“船荷証券用紙事件”東京地判昭和40年8月31日、下民集16巻8号1377頁、判時424号40頁、LEX/DB No. 27755008）参照。

[10] 刑法230条1項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁固又は五十万円以下の罰金に処する。

をお願いしている著作物がコピーされた場合にまで、勝手に“著作権を侵害する”と不用意に警告して発言の削除を行うならば、そのシソベは、著作権者自身から民法上の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける法的リスクを侵すことになる。パソコン通信管理会社は、シソベがそのような法的リスクとパソコン通信管理会社の要求との間で板挟みとならないよう、シソベが侵さざるを得ない前記法的リスクに対して補償してやるような契約をシソベとの間でかわすべきである。私ならば、そのような補償を提供しないパソコン通信管理会社のシソベをひきつけることは絶対にしないし、私のクライアントにもすすめはしない。

## 6. プライバシー

念のため、最後に重ねて述べておくが、著作権の問題とプライバシーの保護の問題は、区別して考えなければならない。著作権を侵害しない行為がプライバシーを侵害しないとは限らない。典型的には、ある人の診断データは、単なる事実の記述だから、著作権によっては保護されない。しかし、それを安易に公に開かれた場でコピーして発信することは、その人のプライバシーを侵害する（民法上の不法行為）ことに留意しなければならない。

知的財産権とは、産業の発展のため、あるいは、文化の発展のために、創造的活動を行った者や商売上の信用を獲得した者を保護するために、政策的に、限定された範囲でのみ認められる排他的権利にすぎない。知的財産権諸法は、法体系全体の中

では、ごくごく限定された地位を占めるにとどまり、社会の変化次第でどんどん変わっていくものである。特許法など、毎年改訂されるので、弁護士や弁理士でさえ、フォローするのが大変だ。

ネットワーク上で我々が活動するときに関わってくる法律問題は、いわゆる知的財産権に限らないのであって、とりわけ、私人間の権利義務関係の基本を示す民法は決して無視できない。さらに、警察等の捜査機関が証拠収集の過程で違法に人権または経済的利益を侵害した場合に対する具体的な対抗手段を市民に与える刑事訴訟法を無視するわけにはいかない（憲法は重要だが、それを具体化する手段を無視していたのでは、市民の権利を守れない）。また、ネット上で取引をするときには、商法、金融関係諸法、税法も無視できない。

知的財産権馬鹿にならないように、広い視野を持とう。

### 参考文献

- \* 中山信弘 “マルチメディアと著作権” 岩波新書 1996年
- \* ハメラ・サミュエルソン “著作権の強奪” WIRED 日本版 1996年6月号 84頁
- \* 白田秀彰 “コピーライトの史的展開” 一橋研究 19巻4号、20巻1号、3号および4号、21巻1号、2号および3号、1995-96年、<http://leo.misc.hit-u.ac.jp/hideaki/copyright.html>
- \* 寺本振透 “知的財産(権×)宣言 第1回” WIRED 日本版 1996年6月号 84頁、<http://www.ddp.co.jp/wired/bit/tera/>
- \* 寺本振透 “引用される権利の宣言” <http://www.st.rim.or.jp/terra/quo.html>



e-mail  [ip-law@impress.co.jp](mailto:ip-law@impress.co.jp)

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)